

広島県告示第八百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、当該認定に係る対象区域等を次のとおり告示する。

なお、当該認定に係る関係図書は、広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市新町二丁目九三六番一の一部

二 認定年月日及び番号

平成三十年十一月十六日 第H三〇認定通知広島建指五七号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

三井化学株式会社 岩国大竹工場

執行役員工場長 細見 泰弘